

とも、かれらが以前に労働力として参加していた場合に、かれらが職業訓練センターに登録されていることを条件として、失業給付を受給することができる。この方法で、仕事から離れている期間は、職業教育によりより以上の就労機会に利用されるであろう。

他の方法でも、その法律は職業訓練、地理的および職業間の移動、傷害を蒙った労働者の職業的な社会復帰、および他の労働促進手段を奨励することにより、長期的な労働の空白を予防することを目指している。事実上の管理や監督とともに失業法の実施に対する責任は、労働大臣により任命されたある公的な委員会に託されている。その委員会は3つの小委員会——財源と予算、規則および失業の予算と生産性の向上——を通じてその機能を果す。

失業の場合に、給付は「基本的俸給」の35%から80%にわたるが、平均賃金の2分の1以下にはならないし、また、失業者を速やかに労働に復帰させる方向を目指した特殊な手段と併せて、全員に約140日間まで統一して支払われるであろうという事実は、法律の基本的な目的、つまり、雇用を促進し、かつ、最後の手段として仕事の無い人びとを財政的に援助するということを示している。

On Unemployment Insurance, Labour and National Insurance (in Hebrew with English Summary), No.3, 15 March 1974, pp.97-102; No.63, '74/75.

家族給付の選別性

Suzanne Sabathe

(フランス)

本稿には、家族給付にかんする研究が論述されており、その研究の目的は、ある給付の支払いに所得調査を採用する家族政策の新しい適合性に対する理由を調査し、かつ、社会的および組織上の結果を推論することであった。

最後までフランスで適用された方法は、補足的な所得と総収入との間になんらの関係も設けない定額の手当という基本原則にもとづいていた。しかし、1948年には、住宅手当が採用されたが、これはある上限以上の所得を除外する最初の給付であった。

総収入が給付額に影響を与えるべきかどうかということは、現在、3つの理由から緊要な問題となっており、それらの理由は家族手当の購買力の低下、出生率の低下、および財政的な検討である。

当初、俸給の指数を利用して、家族手当は1947年から政令により定められ、その時以後、それらの手当の実質的な価値は引き続き次第に低下してきた。「単一賃金」手当と「在宅母親」手当の価値は、より一層購買力を下落させてきた。

給付額のこれらの低下は、保健サービス費の目まぐるしい増加をカバーするために用いられてきた。他方では、1946年に12%に定められた家族手当拠出は、10.5%に次第に引下げられてきた。

出生と多産性の比率は、最近の数年間に目立って低下してきた（それは1964年の18.1%から1971年には16.8%になった）。家族手当の実質的な貨幣価値の回復は、必ず所得水準と生活水準の評価を伴なわなければならないだろう。保健費の増加と老齢者への政策の不適切は、これら2部門に超過負担をもたらし、また、それは社会福祉支出の総額を増やすのを不可能にする。

したがって、選択が必要である。つまり、最もニードの強い人びとのために行なう大幅な増額は費用が少なくなり、また、すべての受給者に対するより少ない増額よりもより一層効果的だろう。このようにして、選別的な手当の考え方が発達した。

新しい一給付は所得による選別の考え方を取り入れている。それらの給付は遺児手当（両親のいない遺児の場合、調整をなんら行なわない）、労働不能の年少者と成人への手当、受給者の新しいカテゴリーに拡大されてきた住宅手当、子供の世話に対する手当である。「単一賃金」手当と「在宅母親」手当は、将来3つのカテゴリーに分けられるであろう。つまり、それらのカテゴリーは、ある所得水準以下の人びとに対する50%の引上げ、所得が上限を超える人びとに対する給付の取消、およびそれら以外のすべての例に対する正常な支給額である。

社会的な観点からみれば、これらの新しい給付は、出生率にとって望ましい条件を生み出す事情に影響を与える。さらに、それらの給付がほとんど保護されていないか、あるいは劣悪な状態で保護されていた人びと（遺児、労働不能者、廃疾者、および老齢者）のカテゴリーを対象とされているので、それらの給付は社会的な進歩の1要因であり、住宅水準をより改善するし、また、新しい社会的階層に対する所有権に近づくのを許される。しかし、給付の支給に用いられる所得の上限は、所得額が常に正しく決定されるわけではないから、新

しい不公平の源になるかも知れない。さらに、所得が上限に接近している世帯は、かれらが給付から除外されているのを知ることになるし、また、必要な再計算も不公平の原因になる。

雇用の場では、これらの手当は従業員の職業上の昇進を妨げて、俸給を低く維持させる口実として利用されるかも知れないし、また、経済的な活動を低下させるかも知れない。他方、時には、手当は給付への権利を維持するために、不正直にしてしまう。

女子が子供のために尽すのを促進するために考えられた利点は、全国的な生産力の最適な使用という方向を目指している女子の雇用増加という変更のできない現象に影響を与えないだろう。

新しい制度は基本的な原則を放棄し、かつ分配上の公正という義務をもたらす。各人は子供を世話する費用によって生じた不均衡を回復させるように、社会から金を受け取る。手当に対する受給資格の取得は、子供のいることによって決定されるが、しかし、他の受給者（両親、その他の親族）にも拡大される。

家族手当は俸給と賃金から財源を調達されるが、その手当はある社会的な連帯性を含んでおり、また、これは不適当のように見える。「上限」の決定は所得の本当の再分配にとって障害である。労働集約的な企業は、高度に機械化された企業と比較すれば、罰則を適用される。また、選別性をもつ手当の創設は、より緊要な財源調達をもつ他の形の給付にとって手がかりを求めるものとなってしまった。社会的連帯性は所得税を支払う義務を負うものとすることによって達成されるかも知れないし、その財政的な収入は家族手当制度に支払われるであろう。

Service social des Caisses d'Assurance maladie, No.1,
1974, pp. 17-35; No.68, '74/75.

(以上6編の「ISSA海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するISSAのAdvisory Committee-1967年10月-による了解にもとづき、Social Security Abstractsより採用した)

(平石長久 社会保障研究所)



社会保障こぼれ話

社会保障の改正 (アメリカ)

1976年の中頃、大統領は社会保障関係の幾つかの法律に署名した。

6月30日に制定された公法第94-331号では、大統領により大きな災害であると宣言された大災害で、余儀なく家を離れた補足的保証所得制度(SSI)による給付の受給者は、かれらが災害後30日以内に、他人の世帯を含めて、当人達の新しい住いで生活を開始した場合に、なんらかの援助や生計維持を提供されても、給付を減額されないことになった。この例外的な措置は、被害者がそのような援助をうけるようになってから6カ月まで続けられ、その間には、3分の1を減額するという規定は適用されない。大統領の災害宣言により、1974年の災害救助法やその他の連邦政府の対策で提供される援助も、上記したと同様に、SSIの給付を減額されない。もっとも、この減額を免除する規定は、1976年6月1日以降の1年間に適用されることになっている。

7月14日に制定された公法第94-365号は、SSIの受給者に、受給資格が決定されるまで前払い暫定的に給付を支払う州政府に対して、資金を払い戻す保健・教育・福祉省長官の権限を恒久的なものとしている。また、この法律はすべてのSSI受給者に、食料スタンプを提供させることを規定している。

さらに、7月16日に制定された公法第94-368号は、メディケア制度で診療に従事する医師の報酬について規定している。

U.S. Dept. of H.E.&W, Social Security Administration,
Social Security Bulletin, Vol.39 No.10, 1976.